

令和7年分所得税等確定申告(資産税担当職員在庁日)

税務署名	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	2月21日(土)	2月22日(日)	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	2月28日(土)	3月1日(日)	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	3月7日(土)	3月8日(日)	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	3月14日(土)	3月15日(日)	3月16日(月)
中津	●	●	●						●	●	●					●	●	●					●	●	●				●

注1 「●」の表示がある日については、「資産税担当職員」が在庁しております。

注2 「資産税担当職員」は、譲渡所得及び山林所得に係る所得税等並びに贈与税に係る申告相談を担当しております。

《確定申告会場での相談を希望される方へ》

確定申告会場では原則としてご自身のスマホを利用した申告をご案内しております。

また、確定申告会場に来場してのご相談を希望される際は、LINEによる「オンライン事前予約」をお願いいたします。

※確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがあります。

状況により、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

○ e-Taxに必要なもの

①マイナンバーカード読取対応のスマホ



②マイナンバーカード(次のパスワードも必要です)



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)

○ LINEによる「オンライン事前予約」の方法

① 国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

※友だち追加はこちらから



② 「メインメニュー」タブの「確定申告相談の申込(個人の方)」を選択し、

税務署や来署希望日時を選択



③ 内容を確認して、「申込」をタップすれば完了
入場時に申込完了画面を提示してください
なお、国税庁LINE公式アカウントでは、事前に設定した項目に応じた情報配信を行っております



《自宅等からのスマホ申告(e-Tax)について》

確定申告期の税務署は大変混雑します。

スマホとマイナンバーカードがあれば、「いつでも、どこでも、初めてでも」国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから、所得税や贈与税の申告書等の作成・送信が可能です。

書かない! 確定申告

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

すでに約**4人中3人**がe-Taxで申告しています!!

メリット たくさん!

- 自宅から申告可能
- 24時間利用可能
- 確定申告からワンクリックで登録
- 早期受付(3月8日まで)
- 提出不要
- 早期受付(3月8日まで)

✓ 確定申告書等作成コーナーなら金額等を入力するだけで**自動計算**で申告書が完成!

✓ マイナポータル連携で給与、ふるさと納税、医療費等が**自動入力**でできる!

※ご利用には事前予約が必要!

スマホでもできちゃおう!

マイナポータル連携で確定申告

国税庁 法人番号7000012050002

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

- ✓ マイナンバーカード^{※1}
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ^{※2} (又はICカードリーダー)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード^{※2}

① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)

② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)

※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続き等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続きをお願いします。

※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず!

- ✓ マイナンバーカードをスマホで読み取なくても、申告書のe-Taxで送信できます!
- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます!

※ご利用には、スマートフォンからスマートフォンのマイナンバーカードの活用が必須です。

申告に困ったときは

- ▶ 動画で見る確定申告
- ▶ チャットボット「ふたば」

確定申告書等作成コーナーの操作方法など動画で見る

国税庁のチャットボット「ふたば」は、確定申告に関する質問に自動で回答します。

R7.8

不動産 を売却した場合の確定申告は

スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!

不動産を売却した方へ

不動産の売却で譲渡所得(利益)がある場合、確定申告が必要です

確定申告特集

確定申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください

不動産等を売却した方へ

不動産を売却した方

土地や建物を売却した方など以下の形式により計算した税金、譲渡所得金額(外国)申告書等は原則として確定申告が必要です。

譲渡所得(利益) = (取得費 + 譲渡費用) - 譲渡所得金額(利益)

売却した方の特典等はこちら

こちらからアクセス

申告が必要な方は、スマホから**確定申告書等作成コーナー**へアクセス

確定申告書の作成がスマホで簡単にできます

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

※ご利用には、スマートフォンからスマートフォンのマイナンバーカードの活用が必須です。

確定申告書等作成コーナーの操作方法など動画で見る

国税庁のチャットボット「ふたば」は、確定申告に関する質問に自動で回答します。

R7.8

贈与税 申告書の作成・送信は

スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!

贈与税の申告をされる方へ

確定申告特集

確定申告に関する情報は、**確定申告書特集ページ**をご覧ください

贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続税併用課税」の2つがあり、一定の条件に該当する場合は「相続税併用課税」に適用することができます。

詳しくは、以下のパンフレットをご覧ください。

● 暮らしの経済学「財産をもらったとき」

PDF/2526(01)

こちらからアクセス

確定申告書等作成コーナーから**スマホで贈与税の申告**ができます

画面の案内に沿って金額等を入力して作成できるので**計算誤りがなく申告可能**

次の内容で申告される方は特におすすめです

- ✓ 暦年課税
- ✓ 生前贈与
- ✓ 贈与税等資金の非課税

※ 相続税併用課税や配偶者控除の特典を受ける場合はパソコンが必須となります

暮らしの経済学「財産をもらったとき」